

益田市告示第 2 4 8 号

益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい福祉施設等において、原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められている等の事情により高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該障がい福祉施設等を運営する事業者の費用負担を軽減し、安定したサービスの提供に寄与することを目的として、予算の範囲内において支給する益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障がい福祉施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 1 0 項に規定する施設入所支援、同条第 1 2 項に規定する自立訓練、同条第 1 5 項に規定する就労継続支援、同条第 1 8 項に規定する共同生活援助、同条第 1 9 項に規定する計画相談支援、同条第 2 1 項に規定する地域移行支援、同条第 2 2 項に規定する地域定着支援又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する放課後等デイサービス、同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援若しくは同条第 6 項に規定する障害児相談支援の事業を行う事業所をいう。

(支給対象者)

第 3 条 応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和 8 年 9 月 1 日現在において、所在地が益田市にある障がい福祉施設等を運営している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

(1) 益田市暴力団排除条例(平成 2 2 年条例第 3 3 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者

(3) 市税を滞納している者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行っている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして応援金を支給することが適当でないと市長が認める者
（対象施設）

第4条 応援金の支給の対象となる障がい福祉施設等（以下「対象施設等」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する障がい福祉施設等は、対象施設等としない。

(1) 第6条第1項に規定する応援金の支給の申請時点において、廃止され、又は休止されている障がい福祉施設等

(2) 市から指定管理料の支払を受けている障がい福祉施設等
（支給額）

第5条 応援金の支給額は、別表の対象施設等の区分ごとに応じた基準額により算定した額とする。ただし、同一施設において施設入所支援及び生活介護を行っている場合は、生活介護の基準額は算定しない。

（支給の申請）

第6条 応援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 応援金の支給の申請は、1対象施設等につき1回とする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（申請の期間）

第8条 応援金の支給の申請ができる期間は、令和8年9月18日から同年12月7日までとする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、応援金の支給の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し及び応援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定による応援金の支給の決定をした申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給した応援金があるときは、当該取消しに係る部分の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受けたとき。
- (3) その他市長が応援金を支給することが適当でないと認めたとき。

(公表)

第 1 1 条 市長は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第 1 2 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む応援金の支給に係る情報を提供することができる。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 9 月 1 8 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に支給の決定を受けた応援金に係る第 1 0 条から第 1 2 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

対象施設等	基準額
施設入所支援	1 施設につき 405, 000 円
共同生活援助	1 棟につき 90, 000 円
居宅介護	1 施設（事業所）につき 45, 000 円
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
生活介護	
短期入所	
自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。)第 6 条の 7 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。）	
自立訓練（生活訓練）（省令第 6 条の 7 第 2	

号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）	
就労継続支援 A 型（省令第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型をいう。）	
就労継続支援 B 型（省令第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型をいう。）	
計画相談支援	
地域移行支援	
地域定着支援	
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
障害児相談支援	

年 月 日

益田市長 様

申請者
郵便番号
住 所
法 人 名
代 表 者

（法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名）

益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給申請書兼請求書

益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金の支給を受けたいので、益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

なお、応援金の支給の決定に際して、市長が申請者の市税の納付状況について調査することに同意します。

記

1 申請額（請求額） 金 円

2 申請内訳 裏面のとおり

3 振込先 応援金の支給については、次の口座への振込を希望します。

金融機関	☐ 銀行 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 信金 ☐ 労金 ☐ 漁協		☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所					
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※この申請書兼請求書は、益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金の支給決定があった後は、支給決定日をもって請求書として取り扱います。

申請内訳

対象施設等区分		施設名・事業所名	所在地	棟数 (共同 生活援 助の場 合に記 入)	申請額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

担当者

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号（第9条関係）

益 指 令 第 号

申請者
住 所
法 人 名
代 表 者

益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金については、下記のとおり決定しましたので、益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

益田市長



記

1 支給決定の可否 支給決定 ・ 不支給
(理由:)

2 支給決定金額 金 円

3 支給決定した場合の支給条件

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応援金の返還を求める。

ア 益田市障がい福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱第3条の支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合

イ 虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受けた場合

ウ その他市長が応援金を支給することが適当でないと認めた場合

(2) 不正受給その他の不正な行為があると認められるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することがある。

(3) 公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む応援金の支給に係る情報を提供することがある。